

# 英国が目指す「摩擦のない」貿易

## EU・英国間の税関手続きはどうか

欧米調査部ロンドン事務所長

山本康雄

+44-20-7012-4452

yasuo.yamamoto@mhcb.co.uk

- 英国政府は、EU離脱後の税関手続きについて、(1) 高度に合理化された税関手続きと、(2) EUとの新たな税関業務提携の2つの選択肢を示し、「摩擦のない」貿易を目指す方針を公表した。
- 新制度に対応する十分な時間を確保するため、「移行期間」を設定する方針も明らかにされたが、移行期間中の他国・地域との貿易交渉にはEU側から異論が出る可能性が高い。
- EUは脱退協定の交渉で十分な進展がなければ、将来協定の交渉には応じないスタンスを維持している。当面は脱退条件を巡る交渉の進捗状況に留意する必要がある。

### 1. 英国政府が将来の「税関手続き」についての文書を公表

英国政府は、8月15日、欧州連合(EU)との将来の関係のうち、税関手続き(customs arrangements)に対するスタンスを示す文書を公表した<sup>1</sup>。EUからの離脱(Brexit)後に、可能な限り自由かつ「摩擦のない(frictionless)」貿易を維持するため、(1)できるだけ円滑な税関手続きを導入する、(2)新しい制度にスムーズに移行するための「移行期間(interim period)」を設ける、の2点が主な内容である。

以下では、その内容をやや詳しく解説した上で、今後を展望する。

### 2. 税関手続きについて、英国が示した2つの選択肢

まず注目すべきは、英国がBrexitと同時に、EU関税同盟(EU Customs Union)からも離脱することを前提としている点である。6月8日の総選挙で保守党が過半数割れしたことを受け、離脱後もEUメンバーシップの一部を維持する「ソフトBrexit」を目指すべきだとの世論が強まっていた。それに対して英国政府は、この文書でEU単一市場から完全に離脱する「ハードBrexit」路線を貫くことを改めて示したと言える。

その上で将来の税関手続きのあり方について、(1)高度に合理化された税関手続き(A highly streamlined customs arrangement)と、(2)EUとの新たな税関業務提携(A new customs partnership with the EU)の2つの可能性を提示している。

前者は、必要書類の削減やIT化などを通じて、税関手続きをできるだけ簡略化することを目指すものである。もっとも、どれだけ効率化しても、これまで存在しなかった税関をEUと英国の間に設けることになるため、ある程度の事務負担の増加は避けられない。

後者は、EUと新たな税関業務提携を結ぶことにより、EU・英国間の税関手続きを事実上なくす

ことを目指すものである。英国政府は、最終消費地がEUである場合の輸入品について、これまでと同じ関税及び手続きを英国が維持し、EUに再輸出される際の税関手続きを省く案を例として挙げている。その上で、他の輸出入については、英国独自の関税や手続きを課すことが可能になると主張している。しかしながら、これを実現するには、輸入品が最終消費者に到達する過程をトレースするシステムや、EU・英国の関税率が異なった場合に差額を還付する制度などが必要になる。英国政府も、このアプローチについては、革新的（innovative）かつ実証されていない（untested）ものと認め、実現可能性を探る必要があるとしている。直感的には、最終消費地がEUである輸入品とそれ以外とで異なる扱いをすることで手続きが煩雑になることが予想される。また、EU加盟国に輸入されて英国が最終消費地である物品について、同様の措置をEU側が導入する可能性は低く、輸出入の税関手続きが著しく非対称になることが想定される。制度の煩雑さに加え、EU側の協力がえられにくいことを勘案すれば、実現可能性には疑問符がつくとわざとをえない。

### 3. 「移行期間（interim period）」の必要性を強調

上記2つの選択肢のいずれをとる場合でも、企業や個人が新制度に対応する十分な時間を確保するために「移行期間」を設ける必要があることを明言したことも、今回の文書の重要なポイントである。

テリーザ・メイ首相が「ハードBrexit」路線を明確にした今年1月17日の演説（ランカスター・スピーチ）には、必要かつ可能な範囲で移行期間の設定を模索する方針が含まれていたが、それ以来、英国政府が公式に移行期間の必要性に言及することはなかった。政府内に移行期間の必要性について意見の不一致があった<sup>2</sup>と伝えられているが、業界団体など、産業界から移行期間の設置を求める声が強まったことが、英国政府の背中を押したものとみられる。

移行期間中のEUとの貿易は、基本的に今までと同じ条件（無関税、税関手続きなし）を維持することが想定されており、報道では「一時的な関税同盟（temporary customs union）」とも呼ばれる。また、今回の文書では、移行期間は時限的な措置であり、その長さについては今後、産業界の意見や新制度の導入にかかる時間を勘案して決める必要があるとだけ記載されている。ただし、デービッド・デービスEU離脱担当大臣は、最長でも英国で次の総選挙が予定されている2022年までとの認識を示している。

EU以外の国・地域との貿易交渉は本来、関税同盟にとどまっている間はできない。しかし、今回の文書では、移行期間経過後に発効させることを条件に、移行期間中に他国・地域との貿易交渉を行う英国の意向を明記した。

### 4. 今後の展望

今回の文書は、あくまでも将来の税関「事務」手続きのあり方に関する英国のスタンスを示したもので、関税率など貿易条件にかかわるものではない。それでも、産業界はおおむね、移行期間の設定を求めたことをポジティブに評価している模様である。英国政府は今後、将来のEUとの関係について、各分野における英国のスタンスを表明する文書を順次発表していく方針を示している。

一方、EU側のミッシェル・バルニエ首席交渉官は、「(脱退協定の主要論点である) 市民の権利保全、英国がEU離脱に際して支払う金額、アイルランドの国境問題での合意が早いほど、税関手続き

や将来の関係を早く議論することができる」とだけツイートした。また、欧州議会の交渉担当であるヒー・フェルホフスタット氏も、「関税同盟に入るか否か、“見えない国境”はすべてファンタジーだ。先に市民の権利保全や金銭問題を解決する必要がある」とだけ反応している。あくまでも、脱退協定を巡る交渉が進展するまで、将来協定にかかわることには取り合わないスタンスが維持されており、英国が示した将来の税関手続きのあり方に対するEU側の反応は、現時点ではわからない。ただし、実質的に現在の貿易関係を維持する移行期間中に、他国・地域との貿易交渉を並行で進めることには、「いいとこ取り」であるとして、異議を唱える可能性が高いと言えるだろう。

英国政府とEUとの対面交渉は、8月28日の週に第3回目を迎える。EUは、その場では脱退協定に関すること以外の交渉に応じないだろう。当面は脱退協定、なかでも難航が予想される、英国がBrexitに際して支払う金額（離脱請求書、Brexit bill）を巡る交渉の進展がポイントになりそうだ。

---

<sup>1</sup> HM Government “Future customs arrangements ~ A FUTURE PARTNERSHIP PAPER”

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/637748/Future\\_customs\\_arrangements\\_-\\_a\\_future\\_partnership\\_paper.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/637748/Future_customs_arrangements_-_a_future_partnership_paper.pdf)

<sup>2</sup> 報道によれば、英国景気や雇用への影響を最小限にすることを重視するフィリップ・ハモンド財務大臣が移行期間の必要性を強く主張していた。一方、EU以外との貿易交渉を早期に進めたいリアム・フォックス貿易大臣などが反対していたと伝えられている。